

議案第 46 号

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のように定める。

平成 26 年 9 月 4 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町鳥獣被害対策実施隊の設置に伴い、現行条例の一部を改正する
必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 37 号を第 38 号とし、第 36 号の次に次の 1 号を加える。

(37)箱根町鳥獣被害対策実施隊員

別表箱根町子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

箱根町鳥獣被害対策実施隊員	年額 6,000 円
---------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。